

DV 被害経験者にとって自身の被害を DV 概念でとらえることは どのような経験なのか

石井佳世¹, 石井宏祐²

Is the DV Concept Useful for Survivors?

Kayo ISHII, Kosuke ISHII

要 旨

近年、ドメスティック・バイオレンス（以下 DV）という言葉が社会に浸透し、被害者が自身を DV 被害者であると認識しやすい環境が整いつつある。DV が社会的に解決していかねばならない問題として捉えなおされたことにより、DV の防止や被害者の支援が大きく進むことになった。その一方、被害者が自身の経験を DV であると認識することには困難を伴うことも考えられる。そこで、本研究では女性の DV 被害経験を対象に、自らの体験を「DV」であると認識した経験について検討を行った。自由記述形式の質問紙調査を行い、KJ 法を参考にした分析を行った結果、【肯定的自己理解の支え】【変化することの受容】【DV 概念で自己理解することへの動揺】【DV 概念と自己概念の隔たり】【DV へのネガティブな評価】【DV 被害者として生きていく】の 6 つの大グループが見出された。

DV という言語と自らの経験を結びつける体験は、DV 被害者にとって容易に結び付けられるものでなかったり、ネガティブな感情を伴ったりする一方、自分が悪いのではないなど自己の肯定的な受け止めや、DV 状況から脱する変化の契機となりうることが示唆された。

【キーワード】ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害経験 DV 概念 DV 被害認識 質的研究

I 問題と目的

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence : 以下 DV と略す) とは、配偶者や恋人等親密な関係における暴力行為を指す。従来、DV は家庭内の問題としてとらえられてきた。DV が社会問題として取り上げられず潜在化してきた要因として、瀬川 (2002) は①男性優位の社会制度があり、男尊女卑の価値観を社会全体が許容してきたこと、②

¹ 熊本県立大学文学部

² 教育学部附属教育実践総合センター

DVの加害者が、貧困層であったりパーソナリティ障害であったりなど、特別の境遇にある限られた者であると誤解を受けてきたこと、③虐待を受けている被害者にも問題がある、といった被害者への偏見があること、④DVは家庭内の問題と認識され、司法が介入することに消極的な姿勢がとられてきたこと、という4点を挙げている。

一方、国際的にはDVという言葉は1970年代アメリカの女性解放の運動家たちが使い始め(猪飼,2004)、DVの問題は社会問題として捉えられ、取組がなされるようになっていった。また日本における動向としては、猪飼(2004)により、日本でDVという言葉が用いられるようになったのは、1992年民間の女性たちによるアンケート調査からであると指摘されている。それに呼応して1990年代後半よりマスコミでも広く報道されることになった(瀬川,2002)。さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が2001年に制定された(2014年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正)。

DV防止法においてDVの定義は「身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに順ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とされている。

内閣府男女共同参画局は「男女間における暴力に関する調査」において、DVについてなぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行である「身体的暴行」、人格を否定するような暴言や交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫である「心理的攻撃」、生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されたなどの「経済的圧迫」、嫌がっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しないなどの「性的強要」に分類している。

またDV防止法では、配偶者暴力相談支援センターの設置が義務付けられ、センターで被害者に対し、相談や相談機関の紹介、医学的又は心理的な指導、被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等を行うことが定められている。また裁判所が、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の申し立てにより、当該配偶者に対し、6ヶ月間の被害者への接近禁止や2ヶ月間の住居の退去等を命じられるという保護命令についても定められている。DV防止法の制定により、本邦においてDVの防止やDV被害者の保護が進められた。

以上、DVという言葉が社会に浸透することによりDVは「家庭内の問題」ではなく、社会的に解決していかなければいけない問題として、その支援が進むことにつながったといえよう。

DV被害者の支援に際して、DV防止法や制度を活用したアプローチが要請されるが、その際、その体験が「DV」であることが制度活用の条件であり、被害者のDVという経験・

現実が必要であるといえる。すなわち、被害者自身はもとより支援に関わる者も含め、その体験が「DV」として認識し理解することによって、支援制度の利用が促されるといえる。

しかし一方、被害者が自身の経験をDVであると認識することには困難を伴うことも考えられる。DVという問題の根底には、ステレオタイプなジェンダー観や社会における女性差別的な考えがあることはよく知られている。毛塚(2009)は「家父長制、性別役割分業のような『女性は家庭に入り男性を支えるべき』というような考えや、そこから発生する『女性をしつけるためには時には殴ってでも言うことを聞かせるべき』という男性の主張は社会において一般的であった。」と述べており、このようなジェンダーバイアスが現代では変化しつつはあるが、いまだに社会に根強く残っていると指摘している。また、DV被害者は暴力を振るわれ続けることにより恐怖心を持ち、「自分は相手から離れることはできない」という学習性無力感につながることも従来指摘されるところである(Walker,1979, 石井,2009など)。このような影響下において、親密な関係における暴力行為を、被害者がDVという社会的問題として認識することは必ずしも簡単なこととは言い切れない。

それでは、被害者にとって、自分の被害体験をDVという言葉と結びつけることはどのような体験なのであろうか。本研究ではDV被害経験者が自らの体験を「DV」として認識した経験について調査し、DV概念の使用の留意点やメリットについて検討を行うことを目的とする。

II 方法

1. 調査対象者

調査対象者はDV被害を受けた経験を持ち、現在は被害を受けていないDV被害経験者の女性79名である。DVは社会的権力や支配力を持つ男性から女性への暴力を指すことが多いことより、本研究においては女性を対象とした。

2. 調査方法

個別自記入形式の質問紙調査で実施された。3都道府県の母子生活支援施設、DV被害者自助グループに質問紙を郵送し、個別配付個別回収形式で行われた。回答は無記名で行われた。回答依頼時に文書にて説明合意を得た。

3. 倫理的配慮

研究への協力依頼は母子生活支援施設、DV被害者自助グループを通して行い、現在はDV被害を受けていない者に限定して行った。各機関には、研究内容、実施期間、所要時間、プライバシー保護のための工夫、質問紙の管理方法を記載した研究協力依頼書を送付

し、同意を得た者のみに質問紙への回答を依頼した。さらに質問紙の表紙には、回答中止の保証、データの使用目的及び管理方法、プライバシーの遵守等を記載し、同意を得た場合のみ質問紙に回答を求めた。

4. 調査内容

フェイス項目として、性別、年齢、職業、家族構成、被害を受けていた期間、被害当時の年齢、被害の種類、加害者との関係の記入を求めた。続いて自由記述項目を設け、回答を求めた。なお、「受けている被害がDVと呼ぶことを知ったとき、どのように感じ考えましたか」という自由記述項目が本研究の分析対象である。

5. 分析方法

DV被害経験者が自らの体験を「DV」とであると認識した経験について整理し、より正確に理解するため、KJ法（川喜田,1967）を参考にした分析を行った。KJ法は文化人類学者である川喜田二郎によって創始されたデータ集約に関する一つの技法である。川喜田（1967）によると、KJ法とは①討論における発言のエッセンスを、「1行見出し」と呼ばれる見出しに要約しカードに書き込み、②そのカードを分類し、グループ編成を行い、③編成されたグループにさらに見出しをつけ、④できたグループ同士を空間的に配置し、関係性を矢印などを用いて示す、という方法である。

安藤（2004）は、KJ法を基に、Table 1の分析方法を紹介している。本研究ではこの方法の①から④を用いた。

なお、分析は筆頭及び連名著者が合同で行った。

Table1 KJ法を参考にした方法（安藤（2004）を要約）

①カード化

一つの意味のある文章のまとまりを1単位として、カードに短く書き出す。内容が分かる程度に短い文章や単語で書けばよい。長く話していることでも1つの内容としてまとめられるなら1枚のカードになるし、短くても複数のことに言及している場合は複数枚のカードになる。

②グループを作る

次にカードを大きな紙の上にすべて広げて、似ているもの同士を探す。似ているカードを同じ場所に集めて、少しずつ小さなグループを作っていく。どのグループに分類すればよいかわからないカードがあった場合には、無理にどこかのグループに入れてしまわず、そのままにしておく。

③見出しをつける

グループ分けが終わったら、一つ一つのグループに見出しをつける。同じグループとして集められたカードをもう一度読んでみて、共通点は何かを探す。それを簡潔な一言で表して、そのグループの見出しとする。見出しをつける中で、最初に分類したグループに属さないと感じたカードがあれば、分類し直したり、独立したカードにしたりしておく。

④繰り返す

①～③の手順をこれ以上はまとめられないというところまで繰り返す。

⑤図解する

グループ編成と見出し付けが終わったら、グループ間の関連を考える。一番上の大きなレベルのグループを見て、紙の上で配置し直してみる。似ているグループが近くになるようにする。そして、グループ同士に何らかの関連があるかどうかを考え、関連がある場合には矢印などの記号を用いて結ぶ。

Ⅲ 結果と考察

調査対象者は女性79名、平均年齢は38.00歳（20歳～70歳、標準偏差10.60）であった。

KJ法を参考にした方法によって、調査対象者が自らの被害体験を「DV」として認識した経験についての自由記述の内容をカード化したところ、66枚のカードが得られた。続いて27個の小グループ、13個の中グループ、6個の大グループにグループ編成がなされた。以下、大グループは【】、中グループは◇、小グループは《》、最小単位のカードは「」で示す。

Table 2 DV被害経験者が被害体験を「DV」であると認識した経験の分類

| 大グループ | | カード数 | 中グループ | カード数 | 小グループ | カード数 |
|-------------------|----------|------|-------------------|------|-----------------------|------|
| 肯定的自己理解の支え | 罪悪感からの解放 | 21 | 自分が原因ではない | 10 | 自分が原因ではない | 4 |
| | | | DVは相手の問題 | | DVは相手の問題 | 3 |
| | | | がまんしなくてもいいことの気づき | | がまんしなくてもいいことの気づき | 2 |
| | | | 耐えた自身へのねぎらい | | 耐えた自身へのねぎらい | 1 |
| | | | 納得する感覚 | | 納得する感覚 | 6 |
| | | | DV概念の受容 | | 早く相談できる場所を知っていればという思い | 1 |
| | | | 自身の状態のノーマライゼーション | | DV経験が自分だけではないという気づき | 1 |
| | | | 関係の歪みへの気づき | | 名前がつくことを知る | 2 |
| | | | 変わる生活への覚悟 | | 関係の歪みへの気づき | 1 |
| | | | 新しい生活への希望 | | 相手から離れる決意 | 3 |
| 変化することの受容 | 8 | | ことを守る決意 | 1 | 新しい生活への希望 | 1 |
| | | | DV概念と自己概念の接近への戸惑い | | DVと名が付くことへの戸惑い | 2 |
| | | | DV概念を知ることで生じた怒り | | 自分が当事者になることへの驚き | 2 |
| | | | 麻痺しながらの反応 | | DV被害者の自分が不利益を被る不満 | 1 |
| DV概念で自己理解することへの動揺 | 9 | | 麻痺しながらの反応 | 3 | 相手が罰せられることを求める気持ち | 1 |
| | | | DV概念と自己概念の隔たり | | 社会問題としてのDVを意識 | 1 |
| | | | DV概念と自己概念の隔たり | | 麻痺しながらの反応 | 2 |
| DV概念と自己概念の隔たり | 6 | | DV概念と自己概念の隔たり | 6 | 他人事のようなDV概念 | 2 |
| | | | DVへのネガティブな評価 | | 納得できない気持ち | 3 |
| | | | DVへのネガティブな評価 | | 人から言われてはじめて進む理解 | 1 |
| DV被害者として生きていく | 5 | | DVへのネガティブな評価 | 17 | DVが悪いことだという理解 | 2 |
| | | | DV被害者としてのこれからへの落胆 | | ネガティブ感情 | 9 |
| 自己犠牲への諦めと期待 | 2 | | 自己犠牲への諦めと期待 | 2 | 恐怖心 | 6 |
| | | | DV被害者としてのこれからへの落胆 | | 続く苦しみの予測 | 1 |
| 自己犠牲への諦めと期待 | 2 | | 自己犠牲への諦めと期待 | 2 | DV被害者としての孤独感 | 2 |
| | | | DV被害者としてのこれからへの落胆 | | 自己犠牲への諦めと期待 | 2 |

自由記述の結果より【肯定的自己理解の支え】【変化することの受容】【DV概念で自己理解することへの動揺】【DV概念と自己概念の隔たり】【DVへのネガティブな評価】【DV被害者として生きていく】の6つの大グループが見出された。

【肯定的自己理解の支え】は〈罪悪感からの解放〉〈DV概念の受容〉〈自身の状態のノーマライゼーション〉〈関係の歪みへの気づき〉の4つの中グループからなる。【変化することの受容】は〈変わる生活への覚悟〉〈新しい生活への希望〉の2つの中グループからなる。【DV概念で自己理解することへの動揺】は〈DV概念と自己概念の接近への戸惑い〉〈DV概念を知ることによって生じた怒り〉〈麻痺しながらの反応〉の3つの中グループにより構成される。【DV概念と自己概念の隔たり】は中グループも〈DV概念と自己概念の隔たり〉である。【DVへのネガティブな評価】も中グループは〈DVへのネガティブな評価〉である。【DV被害者として生きていく】は〈DV被害者としてのこれからへの落胆〉〈自己犠牲への諦めと期待〉の2つの中グループからなる。

【肯定的自己理解の支え】

DV被害経験者は自身の体験を「DV」と結びつけることによって《自分が原因ではない》《DVは相手の問題》と考えることができたり、「がまんしていたことが間違っていた」など《がまんしなくてもいいことの気づき》を得たり、「長い間耐えたなあ」と《耐えた自身へのねぎらい》をしったりするなど、〈罪悪感からの解放〉を経験していた。

また、自身の経験がDVであることを知って「やはりそうかと納得した」「全く自分のことだと納得した」など《納得する感覚》や《早く相談できる場所を知っていればという思い》を持つなど、〈DV概念の受容〉に至る経験がみられた。

「被害者がたくさんいると感じた」と《DV経験が自分だけではないという気づき》を得る、また「名前があるんだ」と《名前がつくことを知る》経験は〈自身の状態のノーマライゼーション〉に分類された。ノーマライゼーションとは、「一般化」と訳されるが、自身の状態が異常なことなのではなく、そのような状況を体験すれば当然のことだと認識することである。自身の被害経験をDVと呼ぶことを知り、自分だけに起こっていることではないとの認識を新たに得た体験がみられた。

「普通の夫婦に暴力はないんだ」と《関係の歪みへの気づき》があった記述もみられた。

以上のように、自己を肯定的に理解することに「DV」という概念が役立ったという体験がみられた。

【変化することの受容】

「改めて別れることを思った」「一緒にいられない」など《相手から離れる決意》や、「子どもを思って逃げることを考えた」「子どもを守りたい」など《子どもを守る決意》を持つなど、その体験をDVと知ることが〈変わる生活への覚悟〉をもつ契機となったという

経験がみられた。

「これからこどもと暴力のない生活が送れる」と〈新しい生活への希望〉を持った人もいた。

以上より、自身の体験を DV と結び付けることにより、DV 加害者から離れて生活するという変化を受容することにつながったことがうかがえた。

【DV 概念で自己理解することへの動揺】

「まさか DV と思っていなくてびっくりした」など《DV と名がつくことへの戸惑い》や「まさか自分が！」など《自分が当事者になることへの驚き》など、〈DV 概念と自己概念の接近への戸惑い〉がみられた。

〈DV 概念を知ることで生じた怒り〉は 3 つの小グループから構成され、《DV 被害者の自分が不利益を被る不満》や「早く相手をつかまえてほしい」と《相手が罰せられることを求める気持ち》を持つ、《社会問題としての DV を意識》するなどが経験されていた。

また、「何も感じないのに涙が流れた」など〈麻痺しながらの反応〉の記述もあった。

【DV 概念と自己概念の隔たり】

「他人事のように感じていた」「DV に慣れていてぴんとこなかった」と《他人事のような DV 概念》や「大げさではないかと感じた」「自分にはあてはまらない」という《納得できない気持ち》、《人から言われてはじめて進む理解》など、自己の体験が「DV」であると知ってもなお、容易に結び付けがたい経験があることが示された。

【DV へのネガティブな評価】

《DV が悪いことだという理解》や「嫌な気持ち」「最悪」「ショック」「つらい」「悲しい」「情けない」など自分に対して、また DV と知ったことに関して《ネガティブな感情》を持つ経験、相手や DV と知ったことに関して《恐怖心》を持つ経験がみられた。

【DV 被害者として生きていく】

自身の被害体験が DV であると認識したとき、「このままでは一生暴力を受け続けるだろう」と《続く苦しみの予測》をしたり、《DV 被害者としての孤独感》を持ったりするなど〈DV 被害者としてのこれからへの落胆〉の記述がみられた。

また、「自分さえがまんすればいい」「いつかは終わると考えた」と〈自己犠牲への諦めと期待〉が DV だと知ってもなお経験されることも示された。

IV 結語

DV という言語と自らの経験を結びつけることは、肯定的・否定的両側面併せ持つ体験

であることが示された。

DV 被害者は自身の被害体験が DV であると知ることによって、自分が悪いのではないなど自己の肯定的な受け止めができ、DV 状況から脱する変化の契機となりうることが示唆された。DV 防止や被害者支援において、DV に関する心理教育や啓発活動が重視されるが、本研究の結果からも、これらには重要な役割があることが示されたといえよう。

しかしその一方、DV 概念で自己を理解することは決して容易なことではなく、自己の体験が「DV」であるということに直面して戸惑いを感じたり、それを知ってもなお自分のこととして受け入れがたい気持ちを持ったりすることが示された。また、自身の体験を DV と呼ぶことを知る体験は、恐怖心を持つ等感情を大きく揺さぶられるものであることも示された。

この結果より、DV 被害者の支援者が「DV」という言語を安易に用いたり、DV に関する心理教育を闇雲にすすめたりすることにはリスクがあるとも考えられよう。支援者は「DV」という言語が被害者にどう役立つ可能性があるか説明し、その言語をどう使っていくかどうか、被害者が自分の体験と DV を結び付けることをしていくかどうかについて話し合い、被害者と共に再構成していくなど留意することが必要であると考えられる。

付記

調査にご協力いただいた DV 被害経験者の方、調査用紙の回収にご助力いただいた母子生活支援施設、DV 被害者自助グループの代表の方に深く感謝申し上げます。本研究の一部は JSPS 科研費 17K04479（研究代表者：石井佳世）の助成を受けたものです。

文献

1. 安藤香織 (2004) データを整理する。無藤隆・やまだようこ・南博文ら編 質的心理学—創造的に活用するコツ—。新曜社。192-204.
2. 猪飼美恵子 (2004) ドメスティック・バイオレンス (DV) と対策：DV 防止プログラムを中心として。福祉社会学部論集 22(4), 1-15.
3. 石井三恵 (2009) 女性への暴力 - デート DV からわかる NO と言えない現実。広島女学院大学論集 59, 59-74.
4. 川喜田二郎 (1967) 発想法—創造性開発のために—。中公新書。
5. 毛塚智恵 (2010) ドメスティック・バイオレンス被害者の多様性と DV 防止法。早稲田社会科学総合研究。別冊, 2009 年度学生論文集, 193-203.
6. 内閣府男女共同参画局 (2018) 男女間における暴力に関する調査報告書
7. 瀬川晃 (2002) ドメスティック・バイオレンスの法的規制。同志社法學 54(3), 867-885.
8. Walker, L.E. (1979) *The Battered Woman*. New York Harper & Row. (斎藤学 (1997) 監訳 バタードウーマン—虐待される妻たち。金剛出版)